

静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会規約

第1 名称

本協議会は、静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2 目的

協議会は、産学官金の連携により、再生可能エネルギーや蓄電池等の創エネ・蓄エネに関する技術開発を促進し、エネルギーを軸とした新たな次世代産業を創出することを目的とする。

※ 創エネ：再生可能エネルギーやエネルギーの高度利用による電気・熱エネルギーの創出に係る技術（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）

※ 蓄エネ：蓄電池等による再生可能エネルギーの安定供給に資する技術（蓄電池、水素、EV等）

第3 事業

協議会は、前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 講習会、交流会、情報交換会の開催

- ・ 再生可能エネルギーや蓄電池など、創エネ・蓄エネに関する市場ニーズや技術開発等の情報提供
- ・ 企業間連携、企業と大学・試験研究機関等とのマッチング支援

(2) ワーキンググループ活動の実施

- ・ 企業間連携による市場を見据えた研究開発の検討
- ・ 有識者等による開発計画に対するアドバイス

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

第4 組織

協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、静岡県経済産業部産業革新局長をもって充てる。

第5 会員

協議会の目的に賛同し、その事業を実施、又は事業に協力しようとする法人、団体又は個人は、協議会の会員となることができる。

- 2 入会及び退会は、事務局へ申し出るものとする。

- 3 会員は協議会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

- 4 会員は、協議会の活動成果について、転載や二次利用等を行う場合は、著作権法等を順守するものとする。

- 5 入会費及び年会費は不要とする。

第6 事務局

協議会の事務局は、静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課に置く。

第7 その他

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年7月31日から施行する。